

あきる野市農業振興計画

“やってんべえ！”

—明日の笑顔が見える、あきる野農業—



策定 平成18年5月

変更 平成23年5月

あきる野市

はじめに



あきる野市では、平成18年5月に「あきる野市農業振興計画」～やってんべえ！明日の笑顔が見える、あきる野農業～を策定し、農業者と消費者との交流・連携を基本に、市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安心・安全な農畜産物を供給する「地産地消型」農業の更なる推進に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、農業を取り巻く状況は、農家、農地の減少に加え、残留農薬問題などから消費者の食に対する安心・安全の関心が更に高まるなど厳しさを増しております。

幸いにも、あきる野市には、先人が遺してくれた「秋留台地」という広大で肥沃な農地と先進的で優れた技術を有する農業者がいますので、あきる野農業が持つ「農」の可能性を追求し、あきる野だからこそできる地産地消の更なる取組を推進していく必要があります。

そこで、あきる野農業の持続的な発展に向けて、直売所の拡充、遊休農地の有効活用、新たな担い手の育成・確保、食の安心・安全などの様々な課題に対応するため、「あきる野市農業振興計画」の見直しを行いました。

東京に残された、すばらしい「秋留台地」の農地を始め、田園風景が美しいあきる野の自然環境を将来にわたって引き継いでいけるように、今後も市、農業者、市民、関係団体などとの協働により、新たなあきる野農業の展開に取り組んでまいりますので、市民の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

平成23年（2011年）5月

あきる野市長 臼井 孝

目 次

第 1 章	農業振興計画改定の目的	
1	改定の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	2
第 2 章	農業振興計画の検証と課題	
1	計画の検証	4
2	あきる野農業の課題	11
第 3 章	あきる野農業の進むべき道	
1	目標	14
2	計画の3つの基本方針	14
3	あきる野市農業振興計画の体系図	17
4	施策の目標・方向性	19
5	アクションプログラム	25
	用語の説明	42

第1章 農業振興計画改定の目的

1 改定の目的

本市の農業は、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び瀬音の湯物産販売所「朝露」を中心に、市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業を展開しています。

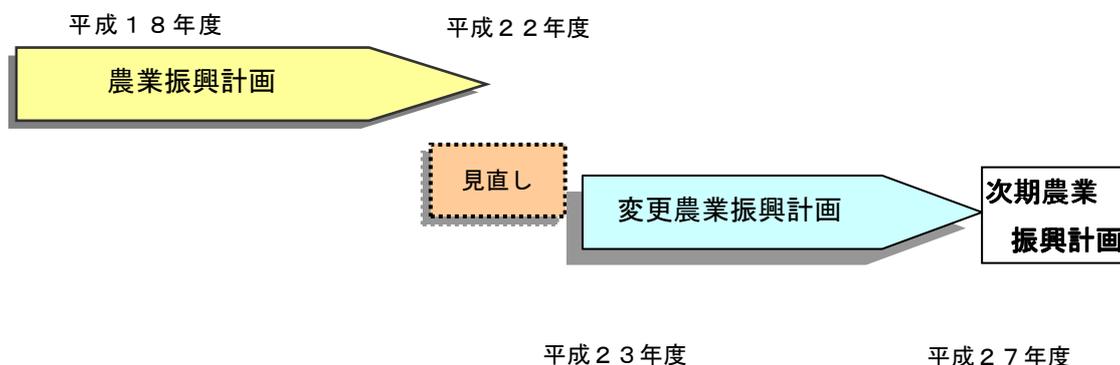
農地は、市民生活に潤いや安らぎを与えるなど、「まちづくり」に大切な役割を持っていますが、農業従事者の高齢化・従事者不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）などの問題も抱えています。

このような中で、地産地消を更に推進するためには、市民が農業に対する理解を深めること、消費者との信頼関係を築き上げることなどにより、農業者と消費者が一体となってあきる野農業を推進する必要があります。

更に、国や東京都の動向を踏まえ、施策の体系を見直し、市民との協働により「明日の笑顔が見えるあきる野農業」を築き上げていくために、「あきる野市農業振興計画」の改定を行いました。

2 計画の期間

本計画は、農家、農地の減少や食の安心・安全など農業を取り巻く状況が変化しておりますので、平成18年5月に策定した本計画を見直し、平成23年度（2011年）から平成27年度（2015年）までの5年間のあきる野市の農業振興の指針とするとともに、今後の5年間に重点的に取り組む施策を明らかにしています。



3 計画の位置付け

あきる野市農業振興計画は、次に示すとおり、国、東京都及び市の農業振興に関連する各種計画を踏まえ、効果的で効率的な施策の展開を図っていくこととします。

(1) 食料・農業・農村基本法との関係

食料・農業・農村基本法は、国の責務（第7条）、地方公共団体の責務（第8条）を明確にするとともに、都市と農村の交流等（第36条第2項）について国の責務を明確にしています。

あきる野市農業振興計画は、この法律及び国の基本計画（食料・農業・農村基本計画）に沿って、あきる野農業の振興を図るとともに、あきる野の地域特性を生かした農業を推進します。

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

あきる野市農業振興計画は、「農業経営基盤強化促進法」の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として策定し、農業者の農業経営改善計画の策定と支援による認定農業者の認定と農用地の利用集積等を促進します。

(3) 「東京都農業振興プラン」・「東京都農業振興基本方針」

東京都では、平成13年12月に「東京都農業振興プラン」を策定し、平成18年6月に中間評価を踏まえて、新たな農業振興プランを策定しました。このプランは、東京農業の可能性を切り拓き、魅力ある産業としての東京農業を振興する方向を明らかにし、今後の施策展開を示しています。

また、平成22年3月には「東京都農業振興基本方針」を改正し、「農業振興及び地域の活性化を図るための指針」と位置付け、都が目指す農業振興の方向性を明らかにしています。

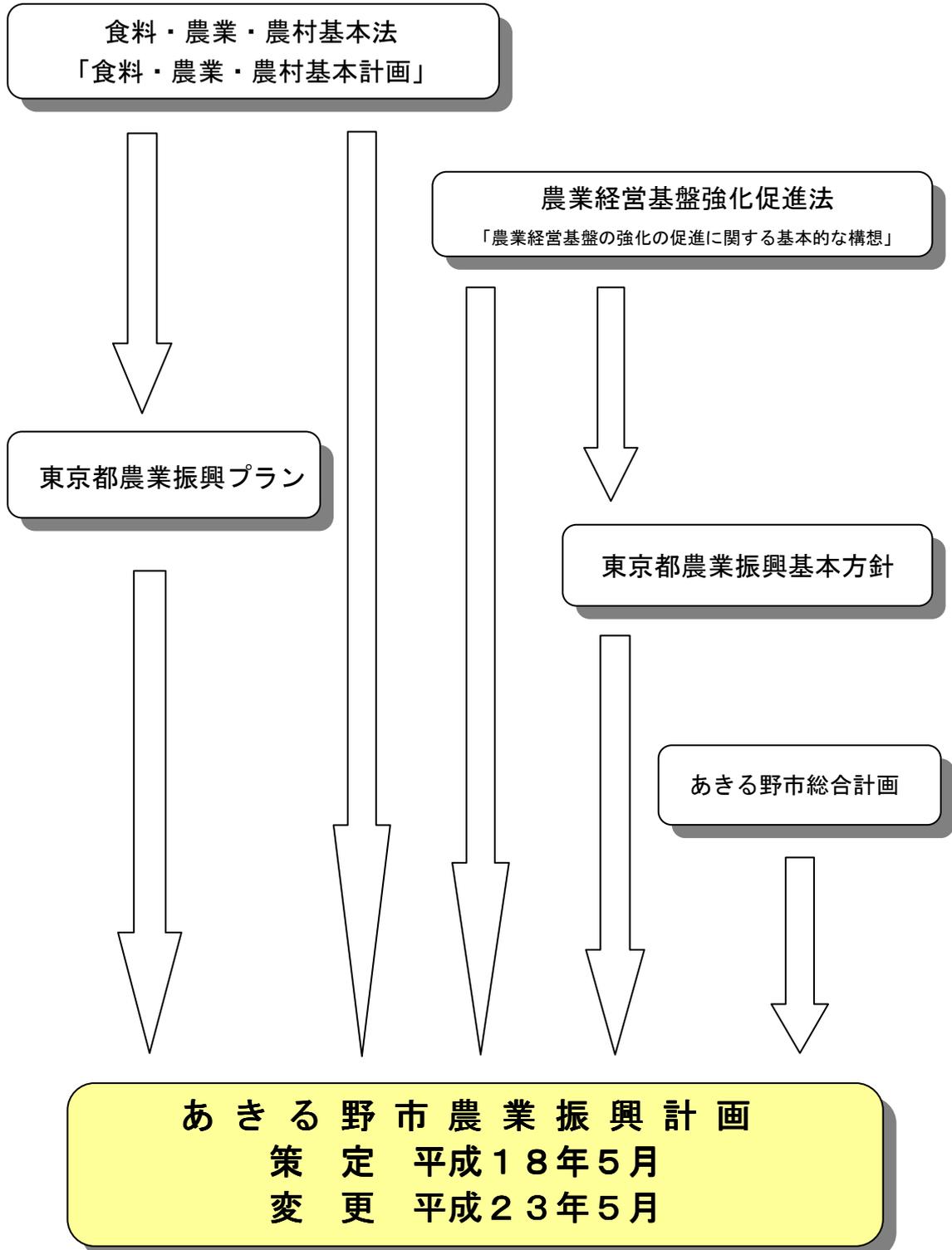
あきる野市農業振興計画は、東京都のプラン及び東京都農業振興基本方針と整合を図りながら、都市農業を推進していきます。

(4) 「あきる野市総合計画 後期基本計画」

あきる野市総合計画は、「人と緑の新創造都市」を将来都市像とし、基本方針の目標の1つである「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」を図るため、「生産環境の整備」、「多様な農業者の育成・確保」、「魅力ある農業経営の確立」を施策として掲げています。

あきる野市農業振興計画は、これらの施策に対する具体的な取組を明らかにし、あきる野農業の振興を推進していきます。

あきる野市農業振興計画の位置付け



第2章 農業振興計画の検証と課題

1 計画の検証

平成18年度から平成22年度までの5年間に実施した事業を施策ごとに検証（実績）しました。

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 農業経営者の育成・確保

事業・施策	5年間の実績
認定農業者 制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者31人（目標人数30人） （平成23年3月末現在） ○農業委員会だより「西の台地」に制度説明、認定農業者の紹介を掲載（平成17年度～） ○経営改善等を題材にした講演会の開催 （平成18年度～） ○利子補給制度の優遇対象者に認定農業者を追加 （平成20年度改訂） ○秋川及び五日市ファーマーズセンター内に、認定農業者名の名札を表示（平成21年度） ○認定農業者のPRのため、統一したステッカーを作成・配布（平成22年度）
農業後継者 の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市農業振興会・後継者部に助成を継続 （平成15年度～） ○市広報に定年等就農セミナー（農業技術研修等）の募集記事を掲載（平成20年度～） ○フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーに市内の後継者12人が参加（平成18年度～平成22年度）
新規就農者 の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○定年等就農者セミナーに、市内から25人が参加 （平成18年度～平成22年度） ○認定農業者等を対象に、「これからの農業を考える」を題材とした講演会を開催（平成19年度）
家族経営協定 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会や認定農業者等を対象とした講演会等で制度のPR

② 生産物の流通・販売の拡充

事業・施策	5年間の実績
秋川、五日市ファーマーズセンターの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○会員数202人（平成22年3月31日現在） ○農業委員会で、農地取得者にファーマーズセンター加入の依頼（平成18年度～） ○東京都補助事業を導入し、端境期対策としてパイプハウス建設の助成（平成18年度～） ○秋川、五日市ファーマーズセンターの会員を対象に、パイプハウス設置希望調査を実施（希望者・7人・平成22年度） ○市、JAあきがわ、秋川ファーマーズセンター運営委員会で、先進地直売所（JA湘南・あさつゆ広場）を視察（平成22年度） ○秋川ファーマーズセンターの空調設備、植木コーナー出入口の自動ドア、トイレの洋式化工事を実施（平成22年度）
<p>温泉施設での販売の促進 （秋川渓谷瀬音の湯）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○他の直売所との差別化を図るために、土壌診断・ミネラル資材購入の助成（平成18年度） ○小宮・戸倉地域に適した野菜・山菜の栽培、パイプハウス栽培、残留農薬規制・生産日誌の講演会を開催（平成18年度～） ○ミネラル栽培に向けて、中嶋農法の先進地の視察、農業者に栽培指導等を実施（平成18年度～） ○女性グループ（あじさい・養沢布あそび）が、農産物加工品・手工芸品を販売（平成19年度～） ○パイプハウス設置（8人）の助成（平成19年度） ○品質管理委員会（出品物検査）を創設（平成21年度～）
新たな販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食へ納入される野菜の使用調査（平成20年度） ○市立保育園（神明・屋城）へ地元農産物の試行納入（平成21年度・2回）



直売所店内の様子



店頭に並ぶ「ダイコン」

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

① 農地の利用促進

事業・施策	5年間の実績
農地の集約による 農業生産の拡大	○認定就農者（市外居住者）に、遊休化が懸念される引田地内の農地をあっせん（平成21年度）
低末利用地の解消	○緊急雇用事業で農地の実態調査を行い、遊休農地等75.3haを確認（不作付地・25.2ha、草・かん木地・32.6ha、森林化・17.5ha）（平成22年度） ○認定農業者、3直売所の会員を対象（260人）に「規模拡大等の意向調査」実施（平成22年度）
優良な農地の保全	○小庄堰の改修工事や小川久保、下代継などの水路の堆積土砂を排除（平成18年度～） ○農業委員会から「生産緑地の追加指定」の建議を行い、20,760㎡を追加指定（平成21年度） ○南郷及び一の谷前土地改良地区の農道舗装整備工事を実施（平成18・22年度） ○「あきる野市農業振興整備計画」の見直し（1本化）を実施（平成22年度） ○農道拡幅整備（軍道）に取り組んだが、所有者（一部）の合意形成が得られず休止（平成20年度）



市役所から望む「秋留台地」



「スイートコーン」畑

② 畜産環境対策

事業・施策	5年間の実績
たい肥生産プラントの推進	○たい肥生産プラント未整備の畜産農家に対して、建設希望を口頭確認（平成20年度）
畜舎の衛生管理	○薬剤購入の助成を継続（平成10年度～） ○東京都に、鳥インフルエンザの感染防止を図るため、既存鶏舎の施設改修（ネット張）を補助対象とするよう要請（平成20年度） ○東京都、市、畜産部合同で、畜舎の巡回指導を行い畜舎の衛生管理に努めた。

③ 農作物被害防止対策の推進

事業・施策	5年間の実績
電気柵による被害防止対策	○東京都補助事業により電気柵設置を継続（平成9年度～） ○西部（旧五日市町）地域の獣害実態調査を継続（平成15年度～） ○イノシシ用の電気柵の購入と貸出しの実施（平成21年度～） ○東京都に既存電気柵の張り替え助成の要請（平成22年度）
捕獲等による被害防止対策	○有害鳥獣の捕獲委託（五日市猟友会）を継続（平成7年度～） ○小動物を捕獲する「おり」の購入を継続（平成7年度～） ○「イノシシの習性・被害防止」のチラシを作成し、被害発生が多い4自治会（寺岡・落合・留原・菅生）に配布（平成20年度～）



獣害対策の農地



獣害対策用電気柵

④ 多面的機能の活用

事業・施策	5年間の実績
防災空間としての活用	○農業委員会（全員協議会）で、生産緑地を避難場所に指定することやハウスの使用についての意見交換を実施（平成20年度）
緑地空間としての啓発	○遊休農地や肥培管理不足の農地所有者に農業委員会で指導（通知・訪問）を実施



武蔵引田駅前の農地

(3) 新たな農業の切り拓き

① 安心・安全な農畜産物の供給

事業・施策	5年間の実績
環境に配慮した土づくり等の研究	○ごみ減量（ビニール）のため生分解マルチ購入の助成を創設（平成19年度～） ○羽村市（自然派やさい直売所ベジベジ）の特別栽培・エコファーマー栽培で収穫した野菜の販売体制についての情報収集（平成22年度） ○特別栽培2人、エコファーマー12人が認定（平成22年12月現在）
たい肥の利用促進	○市民等にPRするため、あきる野市産業祭で「たい肥」の無料配布を実施（平成18年度～）
生産履歴記録の提供の促進	○瀬音の湯「朝露」の会員を対象に、残留農薬規制・生産日誌記帳の説明会を開催（平成18年度） ○安全性の高い農産物を提供するため、秋川、五日市ファーマーズセンターで、「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入（平成20年度～）

② ふれあい農業の推進

事業・施策	5年間の実績
市民農園の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市産業祭で、市民農園コーナーを開設し、農作物展示・農園PRを実施（平成20年度～） ○市の広報に市民農園のPR記事を掲載（平成21年） ○新たに1農園を開園（17区画増）（平成22年度）
体験・観光農園の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会・振興会後継者部会とで、練馬区の体験農園を視察（平成20年度） ○羽村市の体験農園の開設・運営方法等を視察（平成20年度） ○「ふるさと農園隊」が使用する農地や指導者を確保（平成20年度） ○港区民の森の活動に合わせて、収穫体験を地域農業者の協力で実施（平成21年度～）
援農ボランティア制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○市民農園利用者に指導員による栽培技術等の現地講習会を実施（平成15年度～） ○ボランティアの受入れ等について、秋川、五日市ファーマーズセンター、瀬音の湯「朝露」の会員（281人）を対象にアンケート調査を実施（多くの農家は草取りを希望・平成19年度）
グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○クラインガルデン野良坊の運営者（養沢センター）と農園利用について意見交換を実施（平成19年度） ○西多摩地方農業委員会で、奥多摩町のクラインガルデン（滞在型）を視察（平成20年度）



市民農園講習会の様子



「あきる農を知り隊」の収穫体験

③ 学校教育との連携

事業・施策	5年間の実績
学校農園等の推進	○市内の全小学校に学校農園の実態と今後の予定についての情報収集を実施（平成19年度）
食農教育の推進	○東秋留小学校（6年生）で、市職員による出張授業（あきる野の農業）を実施（平成20年度） ○農業委員会で愛媛県今治市の「食育について」の視察研修を実施（平成21年度） ○草花小学校（3年生）が草花の農家で「大根」の収穫体験をし、翌日、学校給食の「おでん」の食材として使用（平成21年度） ○市立保育園（神明・屋城）へ地元農産物の試行納入（2回）を実施（平成21年度） ○庁内の「食と栄養の連絡会」（健康課・学校給食課・児童課・農林課）で地元産の利用による食育に関する検討会に参加（平成21年度～）



小学生による田植え

④ 特産品の検討

事業・施策	5年間の実績
ブランドの検討	○東京都の地域資源（農林産物）に、「東京しゃも・のらぼう菜・秋川牛・奥多摩やまめ」が指定（平成21年度）
農畜産物加工品の検討	○「東京しゃも・秋川牛」の肉を使ったレトルトカレーを秋川ファーマーズセンター等で販売（平成21・22年度～）

2 あきる野農業の課題

5年間の取組の検証結果及び農業委員会を始め、地産地消推進市民懇談会、市内の農業団体等からの「あきる野だからできる」今後の農業の取組についての提案・意見等を踏まえ、平成23年度からの5年間の課題を抽出しました。

【地産地消型農業の課題】

1 地産地消の核拠点

3つの直売所が、あきる野の地産地消の機能を果たしているものの、「あきる野農業」の全てがわかるような施設となっていません。このため、老朽化が進んでいる秋川ファーマーズセンターは、「あきる野が満喫」できるような農業拠点としての再整備を検討し、一定の方向性を打ち出す必要があります。

2 農畜産物の安定供給

3つの直売所は、午後になると供給農産物が品薄や売切れ状態となり、市民の要望・期待に応えられない状態になることがあります。

安定的に農畜産物を供給するためには、東京都の補助事業による施設の導入や認定農業者等の意欲ある農業者に農用地を利用集積するなど、農業経営の規模拡大を図る必要があります。

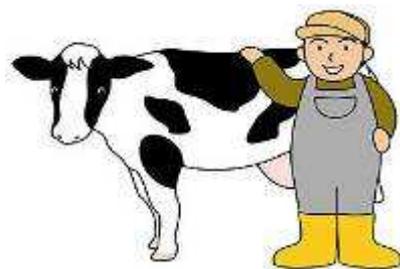
3 消費者との交流

「あきる野市地産地消推進市民懇談会」では、消費者が農地の見学や栽培方法などを直接、農家から聞きたいという意見が多くありました。こだわりの栽培方法や農家ならではの調理方法などを聞いたり、体験する機会の創出が必要となります。

【担い手の確保・育成の課題】

市内の農業就業（販売農家）の平均年齢は、67.1歳（2010年農林業センサス）と、26市の中で2番目に高い年齢となっており、農業従事者の高齢化が進行しています。

このため、団塊の世代の定年退職者やこれから農業に就きたいという新規就農者を担い手として育成・確保する仕組みづくりが必要となります。



【農地の保全と利用促進の課題】

1 遊休農地の再生・活用

市内には、54haの遊休農地（2010年農林業センサス）があるとの報告があります。このため、この遊休農地を再生・活用し、3つの直売所に供給するための生産量の増加を目指した農地に利用することが必要となります。

2 優良農地の保全

農業振興地域農用地を始め、市街化調整区域内の一団農地（10ha以上）や市街化区域内にある優良農地（500㎡以上）は、市民等に潤いや安らぎを与えるとともに、防災空間としての機能も併せ持っていますので、生産緑地などとして積極的に保全を図る必要があります。



上ノ台の農地



「のうぼう菜」畑

【獣害防止対策の課題】

サルやイノシシ、ハクビシンなどの野生鳥獣による農作物被害は、市内一円に拡大しています。このため、電気柵による防止と五日市猟友会へサルの追い払いや有害鳥獣捕獲の委託を行っています。

また、被害地の拡大に加え、「箱わな」による捕獲を行うには免許が必要となるため、農業者・市民等でこの免許を取得し、多くの従事者で対応する必要があります。



野生獣による農作物被害

【ふれあい農業の課題】

市内には、旬の食材や保存食など古くから地域に根ざした食文化があります。その地域の気候や人々の生活、地域の歴史を形として残し、次世代に引き継いでいくことが必要となります。

また、市民が自然にふれあうとともに農業に対する理解を深める場として市民農園の拡充を図り、将来、農業ボランティアなどとして農家の応援をする人を育てる必要があります。

【特産品の課題】

現在、東京都の地域産業資源として、「のらぼう菜・東京しゃも・秋川牛・奥多摩やまめ」が認定を受けています。

また、市の代表的なものとして「スイートコーン・おやき」が多くの人に知られていますが、これらに加え、多くの農家が栽培している「トマト」を始め「イチゴ」などをブランド化する必要があります。



あきる野産の「スイートコーン」



あきる野産の「イチゴ」



あきる野の「おやき」

第3章 あきる野農業の進むべき道

1 目標

市では、あきる野市の持つ「農」の可能性を高めるために、あきる野市農業委員会や秋川農業協同組合等の農業団体を始め、農業者・消費者・流通・加工・飲食店経営者など幅広い方々を委員とした「あきる野市地産地消推進市民懇談会」を組織し、あきる野農業の振興策の提言・意見等を踏まえて、今後の5年間の施策の見直しを行いました。

また、過去5年間の取組の検証結果から施策の精査を行い、今後の5年間は17施策として取り組みます。

2 計画の3つの基本方針

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業従事者の高齢化や担い手の不足などから耕作できない農地（遊休農地）が、市内に点在しています。この遊休農地を農地に再生し、農産物の生産増大と自然環境の保全を図り、市民の要望・期待に応えることができるような取組を目指します。

また、農家と消費者の交流を深めるため、収穫体験や栽培見学等がセットとなった「あきる農を知り隊」（農ウォーク）を開催し、農家の応援、あきる野農業の応援者の確保を目指します。

さらに、秋川ファーマーズセンターを「あきる野の食と農」の発信拠点として位置付け、「あきる野を満喫できる施設」として再整備を検討し、一定の方向性を打ち出します。



秋川ファーマーズセンター



五日市ファーマーズセンター



瀬音の湯「朝露」



直売所の店内の様子

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は食料生産の場とともに、市民に潤いや安らぎを与える場などの役割も備えていることから、遊休農地の解消に努め、「農地と住宅地が共存共栄」できる取組を進めます。このため、生産緑地地区の追加指定や東京都の特別栽培農産物、エコファーマー認定制度を推進し、環境にやさしく、かつ、安心・安全な農産物の栽培を進めます。

また、野生鳥獣による農作物被害は、市内一円に拡大していることから、有害鳥獣捕獲委託を継続するとともに、捕獲の応援をする「(仮称)ファーマーズ・ハンター」の組織づくりと農業者、市民等の幅広い従事者で対応できるよう「わな」免許取得に向けての支援に取り組みます。



特別栽培による「茶畑」

(3) 新たな農業の切り拓き

農業ヘルパーなどの養成を目指して、市民が土に触れ合える場と農業への理解を深めることができる市民農園を拡充するとともに、再生した遊休農地を活用して、定年退職等が使用する新たなライフスタイルの農園を開設します。

また、市内には古くから伝わる「だんご汁」や「芋がら・切干大根」などを使った郷土料理があります。また、市民から募った地元産の農産物を使った「簡単料理レシピ」(健康課)が出来上がりました。これらの料理を広く市民等に広めることにより、生産量の拡大と市民に愛され、親しまれる料理の発掘や商工業者と連携し、新たな加工品を開発するなど、地域の活性化を推進します。



3 あきる野市農業振興計画の体系図

【目 標】

【3つの基本方針】

【目標達成に向けた推進項目】

【施 策】

【重点施策】

やっぴんべえ！「明日の笑顔が見える、あきる野農業」

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業経営の規模拡大や担い手育成を支援し、経営の安定化と消費者との信頼関係の構築を図ります。

① 地産地消型農業の推進
3つの直売所を拠点として、市民と共に地産地消を推進します。

- ① 直売所の拡充
- ② 農畜産物の安定供給
- ③ 農業経営の拡大
- ④ 消費者と農業者の交流イベント

② 担い手の確保・育成
将来のあきる野農業の担い手を支援します。

- ⑤ 認定農業者制度等の推進
- ⑥ 農業後継者の育成支援
- ⑦ 新規就農者の育成支援

- 直売所の拡充
秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として検討
- 農産物の安定供給
1年を通して新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給する。

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は、潤いや安らぎを与える場であることなどの多面的機能としての必要性のPRや、安心して農業経営を継続できる環境の整備を図ります。

③ 農地の保全と利用促進
意欲ある農業者に遊休農地の利用促進を図ります。

- ⑧ 優良な農地の保全
- ⑨ 遊休農地の再生・活用
- ⑩ 環境にやさしい農業の推進

④ 獣害被害防止対策の推進
獣害被害による生産意欲の低下を防ぎます。

- ⑪ 電気柵等による被害防止対策
- ⑫ 捕獲による被害防止対策

- 遊休農地の再生・活用
遊休農地を再生し、経営規模の拡大を希望している農家へ農地の利用集積
- 捕獲による被害防止対策
農業者・市民等に「わな」免許取得のための支援をする。また、近隣自治体と広域的な捕獲を実施する。

(3) 新たな農業の切り拓き

農商工の連携や新たな特産品づくりなど、あきる野農業の新たな可能性を追求します。

⑤ ふれあい農業の推進
食育や市民が土にふれあうことで、農業の必要性等の理解を深めます。

- ⑬ 市民農園の拡充
- ⑭ 農業ヘルパー制度等の確立
- ⑮ 食育や食文化の継承

⑥ 特産品の検討
地元産農畜産物のPRや新たな特産品、加工品の開発を目指します。

- ⑯ 新たな特産品やブランドの検討
- ⑰ 農商工連携による地元産の利用拡大

- 農業ヘルパー制度等の確立
農業に関心を持つ定年退職者等が農業ヘルパー等として農家に派遣できる農業技術等を習得するための新たな農園を開設する。

4 施策の目標・方向性

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 地産地消型農業の推進

施 策	平成27年度までの目標・方向性	取組内容
直売所の拡充	<p>更なる地産地消型農業を目指して、秋川ファーマーズセンターを「あきる野が満喫」できるように、施設周辺に観光農園の整備や地元農畜産物を利用したソフトクリーム、フレッシュジュース等の製造・販売も併せ持つ農業の総合拠点施設としての再整備に向けた方向付けをします。</p> <p>このための第一段階として、一年を通して市民に安心・安全な農畜産物を安定的かつ継続的に供給できる栽培体制を図ります。</p> <p>さらに、3つの直売所において、市民等があきる野農業への理解を深めるためのイベントを開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた方向付け ○特別栽培やエコファーマー認定者の目標20人 ○ポイントカード導入の検討 ○観光農園の調査・検討 ○イベントの開催
農畜産物の安定供給	<p>3つの直売所は、週末や平日の午後になると、品薄や品切れの状態になっているため、消費者の要望・期待に応えられる品数や数量の確保につながる取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都補助事業導入により施設整備等の生産体制の支援 ○遊休農地を活用した農産物栽培
農業経営の拡大	<p>認定農業者等の意欲ある農業者に農地の利用集積を進め、農業経営の規模拡大を図ります。</p> <p>また、直売所の規格外品・加工品等を秋川北口広場などで、「もったいない市・トラック市」などとして販売することについて検討・協議を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の利用集積の推進 ○遊休農地等の貸借の推進 ○消費者に身近な場所での販売の検討
消費者と農業者の交流イベント	<p>あきる野農業の応援者となるような消費者の確保・育成をするために、農地の散策や栽培説明、収穫体験がセットとなったイベントを開催します。また、農家が消費者に郷土料理の作り方などを教える料理講習会等について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「あきる農を知り隊」(農ウォーク)の開催 ○料理講習会の検討・協議 ○観光と連携した交流事業の推進

② 担い手の確保・育成

施 策	平成27年度までの目標・方向性	取組内容
認定農業者制度等の推進	<p>農業経営の規模拡大、生産方式、経営の合理化等自らの農業経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者制度」を推進し、農業のスペシャリストとしての認定を推進します。</p> <p>また、農業が後継者や女性に魅力ある職業として、意欲を持って農業に取り組めるよう、休日、給与、家事等の役割分担をルール化して取り決めた「家族経営協定」を推進します。</p> <p>これらは、「あきる野市担い手等育成総合支援協議会」が中心となり、制度普及の啓発や経営改善等を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の普及啓発 ○農業経営の改善等のサポート ○市独自の助成制度を検討 ○目標認定農業者 35人
農業後継者の育成支援	<p>「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」、「定年等就農セミナー」（東京都とJA東京中央会）による後継者の育成を支援します。</p> <p>また、「あきる野市農業振興会後継者部」で取組む活動等を拡充・支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種セミナーへの参加の啓発 ○農業振興資金の借入れに対する利子補給制度を継続 ○後継者部の活動等の拡充・支援
新規就農者の育成支援	<p>東京都農業会議や東京都農林水産振興財団等と連携し、定年退職者や農家以外から就農を希望する人に情報提供や農地の貸借等について支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認定就農者の受入れ ○農地確保等の支援 ○ハウス等のリース制度の研究



(2) 安心して農業のできる生産環境整備

③ 農地の保全と利用促進

施策	平成27年度までの目標・方向性	取組内容
優良な農地の保全	<p>農業振興地域農用地などの一団農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。また、市街化区域内の農地は、生産緑地地区としての追加指定に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区の追加指定 ○用排水路等の整備 ○農業用取水堰等の改修整備検討
遊休農地の再生・活用	<p>遊休農地所有者の意向調査と農地の再生を図り、農業経営の規模拡大を目指す認定農業者や認定就農者等に農地の利用集積を推進します。</p> <p>また、再生された農地を定年退職者等が使用する新たなライフスタイルの農園、援農ボランティア養成に向けた農園、農地のない自治体の都民農園、企業の福利厚生施設としての農園等の利用を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地所有者の意向調査 ○遊休農地を農地に再生 ○認定農業者等に農地の利用集積 ○新ライフスタイルの農園、援農ボランティア養成農園とし利用 ○他の自治体の区民・都民農園・リハビリ農園等として利用
環境にやさしい農業の推進	<p>畜産農家と耕種農家との連携により、減農薬と化学肥料を削減した「エコファーマー」の認定や東京都の「特別栽培農産物」認証制度を推進するとともに、ビニールごみの減量を図るために、生分解等のマルチの利用を促進し、環境にやさしい循環型農業を推進します。</p> <p>また、畜舎の衛生管理の支援や家畜伝染病の危機管理体制の構築に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥の利用促進 ○公害防止薬剤購入助成の継続 ○家畜伝染病の危機管理対応マニュアルの作成 ○「エコファーマー」の認定や東京都の「特別栽培農産物」認証制度の普及啓発 ○生分解マルチの利用促進の支援

④ 獣害被害防止対策の推進

施 策	平成27年度までの目標・方向性	取組内容
電気柵等による被害防止対策	<p>サル、イノシシ等の野生動物による農作物被害が発生している地区では、被害予防と農地の遊休化を防止するために、サルの追い払い委託や電気柵の設置を継続します。</p> <p>また、東京都補助事業として、サル用電気柵の張り替えが対象となるよう要望を行います。</p> <p>さらに、農家にイノシシ用の簡易電気柵（電池式）の貸出しを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害実態調査の継続 ○電気柵設置の支援の継続 ○サル追い払い事業の継続 ○電気柵の貸出し ○東京都補助事業への要望
捕獲等による被害防止対策	<p>ハクビシン等の有害鳥獣の捕獲委託（箱わな）を継続します。</p> <p>また、イノシシやハクビシン等の野生鳥獣による農作物被害は、市内全域に及んでいることから、農業者・市民等の幅広い従事者で対応できるよう「箱わな」免許取得に向けての支援をし、捕獲の応援をする「(仮称) ファーマーズ・ハンター」の組織・システムづくりを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣捕獲の継続 ○市民等に「箱わな」免許取得の支援 ○広域的な捕獲の協議 ○捕獲応援隊のシステムの検討



(3) 新たな農業の切り拓き

⑤ ふれあい農業の推進

施策	平成27年度までの目標・方向性	取組み内容
市民農園の拡充	<p>真心込めて、自ら栽培した新鮮で安心・安全な旬の野菜による「究極のぜいたく」が味わえるよう講習会等の拡充を図ります。</p> <p>また、定年退職者等の健康増進・社会参加の場として、新たに1区画の面積(100㎡以上)の大きな農園を開設するとともに市民農園利用者の更なる栽培技術の習得を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○区画面積の大きな農園の開設 ○栽培技術習得の講習会の開催 ○市民農園の普及啓発 ○「市民農園だより」発行の継続 ○体験農園等の検討
農業ヘルパー制度等の確立	<p>再生した遊休農地を活用し、農業に精通している市内在住の東京都職員やJA職員の退職者が指導者となり、農業ボランティアを育成するための農園を開設するとともに、公益財団法人東京都農林水産振興財団の「東京の青空塾」(援農ボランティアの認定)の導入についての協議を行います。</p> <p>また、市民農園、ふるさと農援隊、新たに開設する農園の栽培技術に応じた利用者の体系化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指導者及び農園の確保 ○農業ボランティアの普及啓発 ○東京の青空塾の導入協議 ○市民農園、ふるさと農援隊等の利用者の体系化 ○ボランティア派遣制度の研究
食育や食文化の継承	<p>古くから農家に伝わる「だんご汁」や「芋がら・切干大根」などを使用した郷土料理の調査を行いレシピの作成をします。</p> <p>また、学校給食に「あきる野食材の日」や農業者が指導者となって「食育農園・教育ファーム」の開設について、検討・協議を進めます。</p> <p>また、関連する部署が連携して、「食育基本計画」の策定について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土料理の調査・レシピ作成 ○「あきる野食材の日」の協議 ○食育農園・教育ファームの検討 ○食育基本計画策定の研究・検討



⑥ 特産品の検討

施策	平成27年度までの目標・方向性	取組内容
<p>新たな特産品やブランドの検討</p>	<p>東京都の地域産業資源として、「のらぼう菜・東京しゃも・秋川牛・奥多摩やまめ」が認定を受け、あきる野の特産品として「スイートコーン・おやき・ばれいしょ」が知られています。</p> <p>また、「トマト、生姜、アスパラガス」など、あきる野の気候風土、市民ニーズに応える農畜産物について、農業改良普及センターや大学などと連携した共同研究について検討します。</p>	<p>○市内の農業団体等と特産品の発掘・開発の研究</p> <p>○特産品 PR にメディア等の活用</p> <p>○東京都や大学と検討・協議</p>
<p>農商工連携による地元産の利用拡大</p>	<p>飲食店・旅館等に「とうきょう特産食材使用店」の登録制度の普及啓発を行い、「のぼり旗」を掲げて市民等に周知をします。</p> <p>また、地場産を使用した「簡単料理レシピ」（健康課）の料理講習会の開催、「のらぼう菜・ユズ」などの特産品などを使用した6次産業化、地元で愛され、親しまれるような料理・商品を農商工が連携した研究に取り組みます。</p> <p>さらに、秋川溪谷物語（商工会）や農産物・加工品等を共同イベントの開催により販売することを検討します。</p>	<p>○簡単レシピの料理講習会の開催</p> <p>○「とうきょう特産食材使用店」の普及啓発</p> <p>○商工業と連携し、特産品の6次産業化の研究</p> <p>○商工会等との共同イベントの検討</p> <p>○新たな料理・商品の開発・研究</p>



あきる野産の「トマト」



柚子ジュース

5 アクションプログラム

1 直売所の拡充

重点施策

現 状

- 1 市内には、3つの農畜産物共同直売所があり、3直売所の農家会員数は251人（平成23年3月31日現在）
- 2 3直売所の総売上額8億1,288万円、レジ客総数637,193人（平成21年度）。このうちの約55%、4億4,949万円が農家会員売上額
- 3 農業就業人口（販売農家）の平均年齢は67.1歳（2010年農林業センサス）
- 4 端境期や週末等の午後には、品不足や売切れ状態が発生
- 5 東京都エコファーマーの認定農業者12人

今後の取組

- 1 新鮮で安心・安全な農畜産物の供給量の増加を図る。
- 2 ポイントカードなどの消費者サービスの検討をする。
- 3 東京都エコファーマー認定農業者の増加（目標20人）を図る。
- 4 秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として、「あきる野の農と食」が満喫できるような機能等を備えた施設の再整備に向けての方向付けをする。
- 5 あきる野農業をPRするイベントの開催

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	エコファーマー認定制度の周知・PR				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JAあきがわ ・新四季創造（株）
	先進直売所の視察・秋川ファーマーズセンター整備の方向付け				
	農畜産物供給量の増加に向けた取組				
	PRイベント開催				

現 状

- 1 農業産出額（平成20年産）10億1,000万円（東京都農作物生産状況調査結果・平成22年3月東京都産業労働局農林水産部発行）
- 2 主な作付け品目と収穫量
とうもろこし（28ha・259t）、ばれいしょ（15ha・302t）、なす（4ha・311t）、トマト（6ha・420t）、きゅうり（7ha・186t）、栗（57ha・61t）、梅（22ha・28t）、水稻（20ha・77t）
- 3 耕地面積 畑・439ha、田・32ha（2005年農林業センサス）
- 4 遊休農地 54ha（前対比8ha減）（2010年農林業センサス）
- 5 施設面積 472a（67戸）（2005年農林業センサス）
- 6 畜産農家12戸（平成22年12月31日現在）
乳用牛・6戸（516頭）、肉用牛・2戸（333頭）、
採卵鶏・5戸（19,775羽）、肉用鶏・1戸（2,000羽）

今後の取組

- 1 東京都補助事業を活用した施設整備を推進する。
- 2 遊休農地の再生により生産量の増加を図る。
- 3 優良牛品種改良の研究、家畜伝染病の予防接種等の助成を継続する。

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
施設整備		要望調査・都と協議			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会
	遊休農地の再生・活用による生産量増加				
		優良牛品種改良等助成継続			

3 農業経営の拡大

現 状

- 1 経営耕地面積規模別農家数（2010年農林業センサス）
0.5ha～1.0ha未満：99戸 0.3ha～0.5ha未満：104戸
- 2 農産物販売金額規模別経営体数（2010年農林業センサス）
50万円未満：62戸 300万円～500万円未満：18戸
50万円～100万円未満：34戸 500万円～1,000万円未満：20戸
100万円～300万円未満：41戸 1,000万円～2,000万円未満：7戸
- 3 農業経営規模拡大希望農家（平成22年12月調査）
28人（秋川地区：20人、五日市地区：4人、小宮・戸倉地区：4人）

今後の取組

- 1 認定農業者
「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画の利用権設定による貸借を推進する。
- 2 認定農業者以外
農地法（第3条）の許可による貸借を推進する。
- 3 農地貸借の同意に基づき、遊休農地を再生し、利用する。
- 4 消費者に身近な場所で農畜産物・加工品の販売を検討する。

成果目標

遊休農地の解消による農業環境の向上及び生産量の増加による安定供給を進めることにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		相談・情報提供			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会
		遊休農地の再生			
		貸借の促進			
		消費者に身近な場所での販売の検討			

4 消費者と農業者の交流イベント

現 状

- 1 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
- ①消費者との交流を深めるために、ウォーキングと農産物の収穫体験などをセットにした「あきる農を知り隊」の開催
 - ②農家が消費者に、郷土料理の作り方などを教える料理講習会の開催
 - ③観光と連携した都市農村交流推進事業（所管：農林水産省）の実施

今後の取組

- 1 3つの直売所を基点に、「あきる農を知り隊」を定期的で開催する。
- 2 JA あきがわと連携し、観光と連携した都市農村交流推進事業を実施する。
- 3 市内で昔から食べられている料理のレシピ作りを行う。

成果目標

消費者に、あきる野農業の理解と農業者との交流を通じて、あきる野農業の応援者となる。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
					<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・農業委員会

5 認定農業者制度等の推進

現 状

- 1 認定農業者：31人（平成23年3月31日現在）
- 2 国や東京都では、補助事業の対象者を「認定農業者」等としている。
- 3 認定農業者に限定された特別融資制度（スーパーL資金等）がある。
- 4 家族で農業に関するルールや仕事の分担等を取り決め文章化した「家族経営協定」の締結を行った農家はありません。

今後の取組

- 1 農業委員会や農業団体が発行する機関紙などで制度の普及啓発を行う。
- 2 「あきる野市担い手等育成総合支援協議会」を核として、認定農業者の経営改善等の取組をサポートする。
- 3 認定農業者向けの市独自の支援策を検討する。

成果目標

35名を目標認定者とし、経営感覚に優れた担い手などを認定農業者として確保・育成する。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		制度のPR			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会 ・認定農業者等担い手総合支援協議会
		協議会によるサポート			
		支援策検討			

6 農業後継者の育成支援

現 状

- 1 あきる野市農業振興会後継者部の会員：30人（うち50歳未満31人）
- 2 65歳未満の農業専従者がいる農家（2010年農林業センサス）
販売農家253戸のうち、主業農家：50戸 準主業農家：43戸
- 3 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー（東京都主管：2年間の研修）に、市内から5人が参加し、定年等就農者セミナー（西多摩農業改良普及センター主管：1年間の研修）に、6人が参加している。
- 4 市には、後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度（後継者への優遇）がある。

今後の取組

- 1 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーへの参加を啓発する。
- 2 後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度を継続する。
- 3 後継者部会へ支援を継続する。

成果目標

農業の基礎的な知識や実践的な技能を修得することにより、意欲ある担い手を確保するとともに、農業経営の安定化を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		セミナー参加の啓発			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・JA あきがわ
		利子補給継続			
		後継者部会支援継続			

7

新規就農者の育成支援

現 状

- 1 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」から農業ヘルパーなど新たな農の参加者を確保・育成するための農園整備が提言された。
- 2 市民農園利用者アンケート調査結果（平成22年2月実施）
「将来、農業を始めてみたいから」という理由で、市民農園を利用した人が「8人」いた。
- 3 農地法（昭和27年法律第229号）には、農地等の権利移動の制限（下限面積要件・秋川地区50a・五日市地区30a）がある。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく、農用地利用集積計画を定めたときには、農地法の例外規定がある。

今後の取組

- 1 新たな担い手として、認定就農者を受け入れる。
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画により認定就農者に農地のあっせんを行う。
- 3 東京都農業会議などと連携をし、情報提供等を行う。
- 4 秋川農業協同組合などとハウスや農機具等のリース制度について調査・研究を行う。

成果目標

新たな担い手を確保・育成することにより、遊休農地の解消と生産量の増加を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	認定就農者の受入れ・農地のあっせん				<ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 農業委員会 ・ JA あきがわ
	農地情報の提供				
	リース制度の研究				

8 優良な農地の保全

現 状

- 1 農業振興地域農用地面積 256.9ha（平成23年3月31日現在）
5年前と比較すると、約1ha減少している。
- 2 生産緑地地区の指定面積 73.8ha（平成22年12月31日現在）
5年前と比較すると、約6ha減少している。
- 3 武蔵引田駅周辺土地区画整理事業が計画されている。農地は減少するが効率的な生産などにより、農地と住宅地等の共存共栄を目指し、関係部局と協議を進めている。

今後の取組

- 1 生産緑地地区の追加指定を行う。
- 2 基盤整備事業や農道整備等について地権者の意向を把握する。
- 3 用排水路の整備、農業用取水堰等の改修について検討・協議を行う。

成果目標

農業振興地域農用地や生産緑地地区などの優良農地を確保・保全することにより、市民等に潤いや安らぎを与えるとともに、生産量の増大を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		生産緑地地区の追加			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者
		農道整備等の意向把握			
		農業用取水堰等の改修検討			

現 状

- 1 遊休農地 54ha・前対比8ha減（2010年農林業センサス）
- 2 平成22年度に市が実施した「遊休農地実態調査結果」では、75ha（不作付地：25ha、草・かん木地：33ha、森林化：18ha）
- 3 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」から遊休農地の再生利用の提言
 - ①市内の飲食店が「小麦・そば」を自ら（又は契約）栽培する。
 - ②農業ボランティア等を養成する区画の大きな市民農園
 - ③農地のない自治体の区民・都民農園、企業の福利厚生のための農園

今後の取組

- 1 遊休農地所有者の意向調査を行う。
- 2 貸借の同意が得られた遊休農地を農地に再生する。
- 3 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者・新規就農者等に集約する。
- 4 農業ボランティア等を養成するための市民農園の開設
- 5 都民農園・リハビリ農園等の開設を検討する。
- 6 飲食店との契約栽培等について、研究・検討する。
- 7 定年退職者などが使用する新ライフスタイルの農園を開設する。

成果目標

遊休農地を再生し、経営規模拡大農家へ集約することにより、生産拡大を進め、直売所に安定的に供給する。

また、農業ボランティア養成に向けた農園や都民農園等を開設することによりあきる野農業の応援者を育成・確保する。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	貸し手・借り手の調査・情報提供				・市 ・農業委員会 ・農業者
	遊休農地再生・集積				
	ボランティア農園等の検討・開設・運営				
	新ライフスタイル農園研究・開設				

10 環境にやさしい農業の推進

現 状

- 1 東京都エコファーマーの認定者：12人（平成23年3月31日現在）
- 2 東京都特別栽培農産物の認証者：2人（平成23年3月31日現在）
- 3 家畜排せつ物たい肥生産酪農家：7戸（鶏：2戸 牛：5戸）
- 4 たい肥による土づくりに取り組んでいる農家：141戸（2005年農林業センサス）

今後の取組

- 1 家畜排せつ物たい肥の利用を促進する。
- 2 家畜伝染病の危機管理対応マニュアルを作成する。
- 3 東京都エコファーマー認定者、東京都特別栽培農産物認証者を増加させるために、制度の普及啓発に取り組む。
- 4 ビニールごみを減量するため生分解マルチの利用促進を図る。

成果目標

安心・安全な農産物を直売所に供給するため、東京都エコファーマー認定者20人、東京都特別栽培農産物認証者5人を目標とする。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	たい肥の利用促進				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JA あきがわ
	エコファーマー等の制度普及啓発				
	ビニールごみ（マルチ）減量の促進				

11 電気柵等による被害防止対策

現 状

- 1 野生鳥獣による農作物被害（平成21年度）
 - ①被害金額：5,823千円（タケノコ・サツマイモ・ジャガイモ等）
 - ②被害面積：3.1ha
- 2 これまでに設置した電気柵の延長（平成23年3月31日現在）
 - ①サル用：10,601m
 - ②イノシシ用：2,937m
- 3 サルに電波発信機を装着し、電波の受信により「銃器」で、サルを生息適地である奥山に追払う（獣害防止警戒システム整備事業）東京都補助事業を平成13年度から実施（五日市猟友会に委託）をしている。

今後の取組

- 1 野生鳥獣による農業被害調査を継続する。
- 2 電気柵（東京都補助事業）設置を継続する。
- 3 サル追い払い事業（東京都補助事業）を継続する。
- 4 簡易電気柵の短期的な貸出しを行う。
- 5 東京都に電気柵の張替え（補助対象事業）の要望を行う。

成果目標

安心して農業生産活動に取り組むことにより生産性及び生産意欲の向上を図ることにより遊休農地の防止を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		被害調査継続			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・獣害対策協議会
		電気柵設置の継続			
東京都補助事業の拡充要望					
		追い払い事業継続			
		簡易電気柵貸出し			

現 状

- 1 野生鳥獣の生息数
 - ①サル：485～516頭+ α 頭（平成16年度東京都サル生息実態調査）
 - ②シカ：約1,800頭（平成20年度までの調査結果）
 - ③イノシシ・アライグマ・ハクビシン等の生息数は、未調査である。
 - ④タイワンリス：農業被害は出ていないが、秋川左岸の湧上地区周辺で目撃情報がある。
- 2 捕獲檻の所有状況
イノシシ：1個 小動物（ハクビシン等）：43個
- 3 有害鳥獣捕獲実績（平成21年度）
イノシシ：23頭 ハクビシン：13頭 アライグマ：14頭

今後の取組

- 1 農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲委託を継続する。
- 2 西多摩地域の広域的な捕獲実施に向けて取り組む。
- 3 農業者・市民等が「わな」免許取得のための助成制度に取り組む。
- 4 ハクビシン等の小動物を「わな」で捕獲する「(仮称)ファーマーズ・ハンター」の組織づくりに取り組む。

成果目標

安心して農業生産ができる環境を作り、遊休農地の防止・生産性の向上を図ることにより、農業経営の安定を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		捕獲委託継続			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・五日市猟友会 ・JA あきがわ
広域的取り組み検討			共同捕獲実施		
		電気柵貸出し			
	免許取得支援	捕獲のボランティア組織づくり			

13 市民農園の拡充

現 状

- 1 市民農園の状況（平成23年3月31日現在）
 - ①4農園：242区画（1区画20㎡：空き4区画）、利用者：162人
 - ②技術指導員による栽培講習会等の開催（年3回程度）
- 2 市民農園利用者アンケート調査結果（平成22年1月・利用者149人）
 - ①1区画の面積が広い農園があればいい：49人
 - ②利用の動機は、「新鮮な野菜を自分の手で栽培したいから」：113人
 - ③平日に週2日～3日行っている：48人

今後の取組

- 1 利用者が自ら栽培した旬の野菜による「究極のぜいたく」が味わえるように講習会等を拡充する。
- 2 1区画の面積が大きな農園（100㎡以上）を開設する。
- 3 「市民農園だより」の発行を継続する。
- 4 体験農園について検討をする。

成果目標

市民等が農業に触れ合える場を確保し、栽培技術を習得することにより、農業ボランティアとして人手が不足する農家の応援をする。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	「市民農園だより」継続発行・講習会継続				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者 ・NPO等
	1区画の面積の大きな農園の開設・運営				
市街地周辺需要調査	（調査により体験農園開設・運営）				

現 状

- 1 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
 - ①援農ボランティアなどを確保・育成するために、1区画を大きくした（100㎡以上）市民農園を新たに開設する。
 - ②東京都や農協を退職し、農業・栽培技術に精通している市内在住者の人を指導者として、定年退職者等に農業の実践的な指導・育成を行い、援農ボランティアとして派遣する制度の確立を図る。
- 2 農業に関心を持つ援農希望者を対象とした「東京の青空塾事業」（東京都農林水産振興財団）の普及啓発を行い、農作業体験のない市民等の援農技術の習得を図る。

今後の取組

- 1 遊休農地等を活用した農園を確保する。
- 2 農業に関心を持つ援農希望者の調査を行う。
- 3 定年退職者や市民農園の長期貸付者に利用希望調査を行う。
- 4 「東京の青空塾」の開講協議や市内在住者を指導者として確保する。
- 5 援農ボランティア派遣に向けて、「ふるさと農援隊、市民農園、新たに開設する農園（1区画の面積が大きい）」の体系化（栽培技術に応じた利用）を検討する。

成果目標

人手が不足する農家を応援することにより、農産物の生産拡大や新たな担い手を確保する。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
募集・農園開設		栽培技術指導			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・JA あきがわ
	塾開講協議・塾生の募集・塾開講				
	農園利用者の体系化の検討・確立				

現 状

- 1 学校給食の使用（納入）は、入札制度がある。
- 2 学校給食における地元産の利用は、「のらぼう菜」などが指定される。
- 3 「だんご汁・芋がら・切干大根」を使用した料理などが農家等に受け継がれている。
- 4 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
 - ①学校給食に、「あきる野食材の日」を設定し、生産者を交えて給食を食べる取組を行う。
 - ②農業者が指導者となって、「食育農園・教育ファーム」を通じて、児童・生徒に農業体験の場を作る。
 - ③市内で昔から食べられている料理のレシピづくりの取組、農家が消費者に郷土料理の講習会などを行う。
 - ④農林課・健康課・児童課・学校給食課など関係課が連携して、「食育基本計画」の策定を行なう。

今後の取組

- 1 郷土料理等の調査をし、レシピを作成する。
- 2 学校給食課とイベント的な地元産の使用について検討・協議をする。
- 3 「食育農園・教育ファーム」について学校・農業者と検討をする。
- 4 食育基本計画について、関係課と研究・検討をする。

成果目標

市民等に農業の必要性を通じ、「食の大切さ・命の尊さ」を伝えることにより、地元産材の利用拡大を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
郷土料理収集・レシピ作成					<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・教育委員会 ・JA あきがわ
給食への供給検討・協議			料理講習会		
	食育ファーム検討・協議				
		食育計画関係課検討・協議・策定			

現 状

- 1 東京都の地域産業資源（農林水産物）として、「のらぼう菜・東京しゃも・秋川牛・奥多摩やまめ」が、あきる野市の特産物として認定を受けている。（平成22年5月現在）
- 2 「スイートコーン・おやき」が、あきる野市の代表的なものとして知られている。
- 3 作付け面積が多いものは、とうもろこし（28ha）、ばれいしょ（15ha）、白菜（11ha）、大根（11ha）、水稻（20ha）、栗（57ha）である。
- 4 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
 - ①「アスパラガス・フルーツトマト・生姜」など、あきる野市の気候・風土に合った野菜を大学などと連携をした共同研究による特産品づくり。
 - ②施設（パイプハウス等）栽培による「イチゴ・メロン」などの高単価な農産物の栽培

今後の取組

- 1 あきる野市農業振興会等と新たな特産品の発掘・開発について研究する。
- 2 東京都や農業者と連携し、あきる野市の気候・風土に見合った野菜等の研究を行う。
- 3 暖房施設を所有する農業者と高単価農産物の栽培について研究する。
- 4 特産品等を市の広報でPRをする。

成果目標

ブランド力を生かした安定した農業経営を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		特産品の発掘・研究			・市 ・農業者 ・東京都 ・JA あきがわ
	気候・風土に見合った野菜の研究				
		高単価農産物の栽培研究			
特産品を広報でPR					

現 状

- 1 「小麦・そば粉・鮎・とうもろこし」を使用した飲食店などが、「とうきょう特産食材使用店」として4店が登録している。
- 2 「健康づくり21」（所管：健康課）では、地場産の食材を使用した「簡単料理レシピ」を作成した。
- 3 盆堀地区のユズを使用した「ユズジュース」を平成15年から販売している。
- 4 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
 - ①市内の商工業者と農家が連携し、「スイートコーン・のらぼう菜・ユズ」等の加工品の開発を行い、通信販売などで販路の拡大を目指す。
 - ②「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及啓発を行い、登録店などに統一された「のぼり旗」などで消費者に分かりやすくする。

今後の取組

- 1 地場産を使用した「簡単料理レシピ」の料理講習会を開催する。
- 2 地元で愛され、親しまれる料理・商品開発の研究をする。
- 3 「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及啓発を図る。
- 4 商工会等と共同イベントを開催し、農産物等の販売を促進する。
- 5 農産物の6次産業化について農商工で研究をする。

成果目標

あきる野産の農畜産物の消費拡大により、生産量の増加を目指す。
また、農業と商工業との連携を強化し、地域産業の振興を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	簡単レシピ料理講習会				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・市民 ・農業者 ・JA あきがわ ・商工業者
		料理開発・商品開発の研究			
		登録制度の普及啓発			
		6次産業化の研究			

《用語の説明》

【あ行】

○秋川溪谷物語

あきる野市と檜原村で生産される良質な産品について、一定の基準を設けてあきる野商工会が認証した地域ブランド認証産品のこと。

○あきる農を知り隊（農ウォーク）

市民を始めとする消費者に、あきる野農業に対する理解と応援を得るため、農地やハウスの生産現場見学、収穫体験など農業者自らがあきる野農業の魅力を発信する消費者との交流イベントのこと。

○エコファーマー認定制度

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定をする制度のこと。

○援農ボランティア制度

農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（派遣・受入れ）をするための制度のこと。

【か行】

○家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、個人の役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営方針や家族の役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話合いにより、相互間のルールを文書化により取り決めたこと。

○観光農園

農業を営む者が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等により代金を得る農園のこと。

○基盤整備

既成の水田・畑における土地及び労働生産性を向上させるため、農地基盤（区画整理、農地整備、用排水整備、土壌保全等）の整備を行う一連の土地改良のこと。

○グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。

○耕種農家

水稻、野菜、果樹、花き等の栽培を行う農家のこと。

【さ行】

○市街化区域・市街化調整区域

「都市計画法」に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分すること。既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

○食育農園・教育ファーム（食農教育）

子どもの頃から、身体に良い食べ物を選ぶ目を育て、「食や農業」の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな「心」を身に付けるため、児童等に農業者が一連の農作業等の体験の機会を提供する農園のこと。

○食料・農業・農村基本法

昭和36年に制定された「農業基本法」に代わり平成11年に制定。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念としている。

○循環型農業

家畜のふんをたい肥に加工し、たい肥で野菜や穀物を育て、野菜くずや穀物を家畜の飼料にするなど、有機資源により好循環を作り出すこと。

○生分解マルチ

土壌中の微生物によって分解されるフィルムのこと。使用後は、土にすき込むことによって処理できるため、回収コスト、廃棄処理コストが削減できる。

○生産緑地

「都市計画法」による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定された農地のこと。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられるが、税の軽減措置が受けられる。

【た行】

○地産地消

地域生産地域消費の略語。地域の消費者ニーズに対応する生産の取組と、生産された農作物を地域で消費しようとする取組の両面を持つ。消

費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係を築き上げ、消費者と生産者を結びつける取組。

○東京の青空塾

公益財団法人 東京都農林水産振興財団が、農家に援農者として派遣するために、農業に関心を持つ援農希望者を援農ボランティアとして養成し、認定する事業。基礎的な知識を学習する講義と、野菜・花き・果樹・植木の希望コースごとに農家の畑で実践的な技術を習得する。

○特別栽培農作物

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中に使用する農薬と化学肥料を地域の慣行レベルの5割以上削減して生産した農産物。東京都では、都が書類及びほ場の調査を行い、認証委員会の審査結果に基づき認証している。

【な行】

○認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度により、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画（5年後の経営目標）を作成・申請し、市区町村から認定を受けた農業者。認定農業者には、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。

○農業委員会

農業者の公的代表として、公選等により選出された農業委員により構成される行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務などを行っている。

○農業改良普及センター

「農業改良助長法」に基づき、能率的で環境と調和の取れた農業生産の推進、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域特性に即した農業の振興等を図ることを目的として、普及指導員を設置し、農業者や産地への技術・経営指導を行う東京都の機関

○農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に行う農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化などの、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律

○農業振興地域農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。この農業の振興を図るべき地域として指定したもの。

○農地法

「農地法」は、農地制度の根幹である。旧農地法は、耕作者の農地取得の促進を基本的な考え方としていたが、平成22年の改正により、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、農地を農地以外のものとするを規制し、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利取得を促進することを基本的な考え方としている。

【は行】

○ブランド

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼観など他の商品と差別化し、価値を見い出すこと。

○ふるさと農援隊

元気な高齢者を目指し、あきる野市の豊かな自然を形成する農地、山林を活用し、農作業体験や雑木林でのシイタケ栽培など土に親しみ、そして、レクリエーション機能も取り入れて活動している高齢者。

【ま行】

○ミネラル栽培

土壌診断結果に基づき、中性土壌に改良するとともに、不足する「マンガン・鉄・亜鉛」などの本来土にあるミネラル分を補った土づくりから農作物を栽培するもの。戸倉・小宮地区の農家が特色ある栽培を目指して取組。

【や行】

○遊休農地（耕作放棄地）

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

【ら行】

○利用集積

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、賃貸借や売買により農地の利用権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者へ農地を集積すること。

○ 6次産業

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語